

## 議案第 37 号

取手市副市長定数条例の一部を改正する条例について

取手市副市長定数条例（平成 19 年条例第 2 号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和 6 年 3 月 21 日提出

取手市長 中 村 修

### 提案理由

副市長の登用を弾力的に行うことができる体制を整備し、本市が取り組むべき行政課題や社会情勢の変化等に的確に対応していくため、本条例の一部を改正するものです。

## 取手市副市長定数条例の一部を改正する条例

取手市副市長定数条例（平成19年条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
地方自治法(昭和22年法律第67号)第161条第2項の規定に基づき、副市長の定数は、 <u>2人以内</u> とする。	地方自治法(昭和22年法律第67号)第161条第2項の規定に基づき、副市長の定数は、 <u>1人</u> とする。

### 付 則

この条例は、公布の日から施行する。